

議案第九十八号

公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例（平成十四年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

三 特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団

付 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（説明）

職員を派遣することができる公益的法人等に特定非営利活動法人みなと障がい者福祉事業団を追加するため、本案を提出いたします。